別記第２号様式　その１(第１１条関係)

特定建築物の建築等に係る事前(変更)協議書

　　年　　月　　日

　　八代市長　　　　　　様

協議者　　住所

氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 |

電話

　　熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例第19条の規定により、次のとおり(変更)協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| 特定建築物の所在地 | 　 |
| 特定建築物の名称 | 　 |
| 特定建築物の用途 | 　 |
| 敷地面積 | 平方メートル |
| 階数 | 地上　　　階　　地下　　　階 | 工事種別 | 新築　増築　改築　用途変更大規模修繕　　大規模模様替 |
| 床面積 | 用途区分 | 専用部分 | 専用部分以外 | 合計 |
| 特定用途(　　　　　) | 平方メートル | 　 | 　 |
| 特定用途(　　　　　) | 平方メートル |
| 特定用途(　　　　　) | 平方メートル |
| 特定用途(　　　　　) | 平方メートル |
| その他の部分 | 平方メートル |
| 合計 | 平方メートル | 平方メートル | 平方メートル |
| 工事予定期間 | 　　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　月　　　日 |
| 連絡先 | 会社名： |
| 担当者名： |
| 電話： |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 台帳番号 | 協議経過 |
| \* | \*第　　　　　　号 | \* |

(注) 1　\*印のある欄は、記入しないでください。

別記第３号様式　その１（第１１条、別表第３関係）（第１面）

|  |
| --- |
| 特　定　建　築　物　整　備　調　書 |
| 　 | 特定建築物の名称 |  | 　 |
| （１）法に基づく整備調書＊施行令第５条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあっては、2,000平方メートル(施行令第５条第18号に規定する特別特定建築物については50平方メートル、条例第29条に規定する特別特定建築物については1,000平方メートル)以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）を行う場合は、該当する全ての項目に適合することが必要です。＊（　）内は、施行令該当条項です。 |
|  | 建築物特定施設 | 建築物移動等円滑化基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| １　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分 | (１)　廊下等　　（第11条） | ①滑りにくい表面の仕上げ | 適・否 |  |  |
| ②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点 状ブロック等の敷設※２ | 適・否 |  |  |
| (２)　階段（第12条） | ①手すりの設置 | 適・否 |  |  |
| ②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置（踏面の端部と周囲との色の明度･色相･彩度の差確保）、つまずきにくい構造 | 適・否 |  |  |
| ③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等 の敷設※３ | 適・否 |  |  |
| ④主な階段は回り階段でないこと。 | 適・否 |  |  |
| (３)　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路　　（第13条） | ①手すりの設置（勾配が12分の１以下で、かつ、高さが16ｃｍ以下の傾斜部分を除く。） | 適・否 |  |  |
| ②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置（前後の廊下等との色の明度･色相･彩度の差確保） | 適・否 |  |  |
| ③傾斜部分の上端に近接する踊場への点状ブロ　ック等の敷設※４ | 適・否 |  |  |
| (４)　便所　　（第14条） | ①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空　間の確保がなされた車椅子使用者用便房の１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ②高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房の１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ③男子用小便器のある便所への床置式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ35ｃｍ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の１以上の設置 | 適・否 |  |  |
| (５)　ホテル又は旅館の客室（第15条） | 1. 客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室の設置（客室の総数が50以上の場合に限る。）
 | 適・否 |  |  |
| ②車椅子使用者用客室の便所は次による（当該客室のある階に車椅子使用者用便房付き便所が１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)設けられている場合を除く。）。 |  |  |  |
| ア 便所内への車椅子使用者用便房の設置 | 適・否 |  |  |
| イ 車椅子使用者用便房及び便所は80ｃｍ以上の出入口幅 | 適・否 |  |  |
| ウ 車椅子使用者用便房及び便所に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。 | 適・否 |  |  |
| ③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次による（当該客室のある建築物に不特定かつ多数の者が利用する次の構造の浴室等が１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)設けられている場合を除く。）。 |  |  |  |
|  |  |  |

（第２面）

|  |
| --- |
|  |
|  | 建築物特定施設 | 建築物移動等円滑化基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| １　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分 | －続き－(５)　ホテル又は旅館の客室（第15条） | ア 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされていること。 | 適・否 |  |  |
| イ 80ｃｍ以上の出入口幅 | 適・否 |  |  |
| ウ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。 | 適・否 |  |  |
| (６)　敷地内の通路　　（第16条） | ①滑りにくい表面の仕上げ | 適・否 |  |  |
| ②段への手すりの設置、段を容易に識別するた　めの措置（踏面の端部と周囲との色の明度･色相･彩度の差確保）、つまずきにくい構造 | 適・否 |  |  |
| ③傾斜路への手すりの設置（勾配が12分の１以下で、かつ、高さが16ｃｍ以下又は勾配が20分の１以下の傾斜部分を除く。） | 適・否 |  |  |
| ④傾斜路の存在を容易に識別するための措置（前後の通路との色の明度･色相･彩度の差確保） | 適・否 |  |  |
| (７)　駐車場　　（第17条） | ①350ｃｍ以上の幅の車椅子使用者用駐車施設（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ②車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。 | 適・否 |  |  |
| ２　移動等円滑化経路(第18条) | (１)　経路の設置　　（第１項） | ①道等から利用居室までの経路（１以上）を移動等円滑化経路とすること。 | 適・否 |  |  |
| ②利用居室（又は道等）から車椅子使用者用便　房（車椅子使用者用客室に設けるものを除く。）までの経路（１以上）を移動等円滑化経路とすること。 | 適・否 |  |  |
| ③車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの　経路（１以上）を移動等円滑化経路とすること。 | 適・否 |  |  |
| ④公共用歩廊における一方の道等から公共用歩廊を通過し、他方の道等までの全ての経路を移動等円滑化経路とすること。 | 適・否 |  |  |
| (２)　経路の構造（第２項第１号） | 階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。 | 適・否 |  |  |
| (３)　出入口　（第２項第２号） | ①80ｃｍ以上の出入口幅 | 適・否 |  |  |
| ②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等　とし、その前後に高低差がないこと。 | 適・否 |  |  |
| (４)　廊下等（第２項第３号） | ①第１面の１(1)と同じ構造 | 適・否 |  |  |
| ②120ｃｍ以上の廊下幅 | 適・否 |  |  |
| ③50ｍ以内ごとの車椅子の転回場所の確保 | 適・否 |  |  |
| ④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等　とし、その前後に高低差がないこと。 | 適・否 |  |  |
| (５)　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（第２項第４号） | ①第１面の１(3)と同じ構造 | 適・否 |  |  |
| ②120ｃｍ（階段に併設する場合は90ｃｍ）以上の幅 | 適・否 |  |  |
| ③12分の１以下の勾配（高さ16ｃｍ以下のもの　は８分の１以下） | 適・否 |  |  |
| ④高さ75ｃｍ以内ごとに踏幅が150ｃｍ以上の　踊場を設置すること。 | 適・否 |  |  |
| (６)　エレベーター及び乗降ロビー（第２項第５号） | ①籠の各階（利用居室、車椅子使用者用便房又は駐車施設のある階及び地上階）への停止 | 適・否 |  |  |
| ②80ｃｍ以上の籠及び昇降路の出入口幅 | 適・否 |  |  |
| ③135ｃｍ以上の籠の奥行き | 適・否 |  |  |
|  |

（第３面）

|  |
| --- |
|  |
|  | 建築物特定施設 | 建築物移動等円滑化基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| ２　移動等円滑化経路(第18条) | －続き－(６)　エレベーター及び乗降ロビー（第２項第５号） | ④水平で幅及び奥行きが150ｃｍ以上の乗降ロビー | 適・否 |  |  |
| ⑤籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置 | 適・否 |  |  |
| ⑥停止予定階及び現在位置の籠内表示装置の　設置 | 適・否 |  |  |
| ⑦乗降ロビーへの籠の昇降方向を表示する装置の設置 | 適・否 |  |  |
| ⑧不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは①～③及び⑤、⑥のほか、次による。 |  |  |  |
| ア 140ｃｍ以上の籠の幅 | 適・否 |  |  |
| イ 車椅子の転回に支障のない籠の構造 | 適・否 |  |  |
| ⑨不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーは①～⑧のほか、次による。 |  |  |  |
| ア 籠内への到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置※５ | 適・否 |  |  |
| イ 籠内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※５ ※６ | 適・否 |  |  |
| ウ 籠内又は乗降ロビーへの籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置※５ | 適・否 |  |  |
| (７)　特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第２項第６号） | （エレベーターの場合）※７①段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第１第７号に定める構造） | 適・否 |  |  |
| ②70ｃｍ以上の籠の幅、120ｃｍ以上の籠の奥行き | 適・否 |  |  |
| ③籠内の床面積の十分な確保（車椅子使用者　が籠内で方向を変更する必要がある場合） | 適・否 |  |  |
| （エスカレーターの場合）※８平成12年建設省告示第1417号第１ただし書に定める構造 | 適・否 |  |  |
| (８)　敷地内の通路　（第２項第７号）　※９ | ①第２面の１(6)と同じ構造 | 適・否 |  |  |
| ②120ｃｍ以上の通路幅 | 適・否 |  |  |
| ③50ｍ以内ごとの車椅子の転回場所の確保 | 適・否 |  |  |
| ④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等　とし、その前後に高低差がないこと。 | 適・否 |  |  |
| ⑤傾斜路は次による。 |  |  |  |
| ア 120ｃｍ（段に併設は90ｃｍ）以上の幅 | 適・否 |  |  |
| イ 12分の１以下の勾配（高さ16ｃｍ以下のものは８分の１以下） | 適・否 |  |  |
| ウ 高さ75ｃｍ以内ごとに踏幅が150ｃｍ以上　の踊場を設置すること（勾配が20分の１以下の場合を除く。）。 | 適・否 |  |  |
| ３　標識等 | (１)　標識（第19条） | 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の付近への当該施設がある旨の見やすく、表示内容が容易に識別できる標識（日本産業規格Ｚ8210に適合するもの。）の設置※10 | 適・否 |  |  |
| (２)　案内設備（第20条） | ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の建築物又は敷地への設置（当該エレベーター等の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。） | 適・否 |  | 　 |
|  |

（第４面）

|  |
| --- |
|  |
|  | 建築物特定施設 | 建築物移動等円滑化基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| ３　標識等 | －続き－ (２)　案内設備（第20条） | ②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、音声、文字等の浮き彫り等により示す設備の建築物又は敷地への設置（案内所を設ける場合を除く。） | 適・否 |  |  |
| ４　視覚障害者移動等円滑化経路(第21条) | (１)　案内設備までの経路（第21条第１項） | 道等から点字表示等の施された案内設備又は案内所までの経路（１以上）を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。※11 | 適・否 |  |  |
| (２)　視覚障害者移動等円滑化経路の構造（第21条第２項） | ①線状ブロック及び点状ブロック等（周囲の床面との色の明度･色相･彩度の差により容易に識別できるもの。）の敷設又は音声等の誘導設備の設置（風除室で直進する場合を除く。） | 適・否 |  |  |
| ②敷地内通路は次による。 |  |  | 　 |
| ア 車路近接部への点状ブロック等の敷設 | 適・否 |  |  |
| イ 段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※12 | 適・否 |  |  |
| （注）※１の欄は、記入しないでください。※２告示で定める以下の場合を除きます。①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合②高さが16ｃｍ以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合③自動車車庫に設ける場合※３告示で定める以下の場合を除きます。①自動車車庫に設ける場合②段部分と連続して手すりを設ける場合※４告示で定める以下の場合を除きます。※２の①、②又は③の場合④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合　　　※５告示で定める以下の場合を除きます。①自動車車庫に設ける場合※６点字表示、音声案内、文字等の浮き彫り等の方法とします。※７昇降行程が4ｍ以下のエレベーター又は階段･傾斜路部分等に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15ｍ毎分以下で、かつ、床面積が2.25㎡以下のものとします。※８車椅子での昇降時に、２枚以上の踏段を同一面に保ち昇降するエスカレーターで、踏段の定格速度が30ｍ毎分以下で、かつ、２枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたものとします。※９移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により第３面の２(８)の①から⑤によることが困難な場合は、移動等円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。※10表示する内容が日本産業規格Ｚ8210に定められている場合に限ります。※11告示で定める以下の場合を除きます。①自動車車庫に設ける場合②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック･点状ブロック等や音声誘導装置で誘導し、並びに車路近接部及び段又は傾斜部の上端近接部に点状ブロック等を敷設する場合※12告示で定める以下の場合を除きます。※２の①又は②の場合③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等 |
|  |

別記第３号様式　その２（第１１条、別表第３関係）（第１面）

|  |
| --- |
| 特　定　建　築　物　等　整　備　調　書 |
| （２）条例に基づく整備調書①特定建築物　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊(　)内は、条例施行規則該当条項です。 |
|  | 区分 | 対象建築物 | 付加基準及び整備基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| 建築物特定施設（別表第１） | １　便所 | 全て（車椅子使用者用便房を設ける場合） | 車椅子使用者用便房への非常呼出し装置の設置 | 適・否 |  |  |
| ①床面積の合計が2,000㎡以上の病院･診療所、劇場･観覧場･映画館･演芸場、集会場･公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所･税務署その他官公署、博物館･美術館･図書館、交通ターミナル施設②床面積の合計が30㎡以上の公衆便所※２ | １以上の便所へのオストメイト対応装置の設置（次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。） | 適・否 |  |  |
| ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置 | 適・否 |  |  |
| イ 衣服を掛けるための金具の設置 | 適・否 |
| ウ その他オストメイトに対応した設備の設置 | 適・否 |
| 病院･診療所、集会場･公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル･旅館、保健所･税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館･水泳場、博物館･美術館･図書館、飲食店、交通ターミナル施設（不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合）　　　　　　　※３ | １以上の便所へのおむつ交換台等の設置（おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。） | 適・否 |  |  |
| ２　敷地内の通路 | 全て（通路に排水溝を設ける場合） | 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造 | 適・否 |  |  |
| ３　エレベーター | 全て（エレベーターを設ける場合） | ア 籠内への手すりの設置（特殊な構造又は使用形態のものを除く。） | 適・否 |  |  |
| イ 籠内の車椅子使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置（特殊な構造又は使用形態のものを除く。） | 適・否 |
| ４　ホテル又は旅館の客室 | ホテル又は旅館 | 高齢者･障害者に配慮した客室（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ア 車椅子の移動･転回に支障のない十分な床面積の確保 | 適・否 |
| イ 段のない、滑りにくい床仕上げ | 適・否 |
| ウ 避難しやすい場所への配置 | 適・否 |
| エ 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置（浴室又はシャワー室及び便房は、客室の総数が50以上の場合を除く。） | 適・否 |
| オ 視覚障害者･聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置 | 適・否 |
| ５　浴室又はシャワー室 | 全て（不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合） | 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室（１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)）の設置 | 適・否 |  |  |
|  |  |  |

（第２面）

|  |
| --- |
|  |
|  | 区分 | 対象建築物 | 付加基準及び整備基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| 整備施設（別表第２第１） | ６　案内標示（第2条第1号） | 全て | ピクトグラム（図記号）と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置 | 適・否 |  |  |
| ７　公衆電話台（第2条第1号） | 全て（公衆電話を設ける場合） | 車椅子使用者に対応した公衆電話台（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ８　券売機（第2条第1号） | 全て（券売機を設ける場合） | ア 車椅子使用者に対応した表示･金銭投入口･操作盤･取出口のある券売機（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| イ 点字表示 | 適・否 |  |  |
| ９　カウンター又は記載台（第2条第1号） | 全て（カウンター又は記載台を設ける場合） | 車椅子使用者に対応したカウンター又は記載台（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| 10　避難誘導灯（第2条第1号） | 全て（避難誘導灯を設ける場合） | 視覚障害者･聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置 | 適・否 |  |  |
| 11　客席（第2条第2号） | 劇場･観覧場･映画館･演芸場、集会場･公会堂 | 車椅子使用者用客席（１以上）の設置と車椅子使用者用客席の表示 | 適・否 |  |  |
| ア 幅90ｃｍ以上、奥行120ｃｍ以上 | 適・否 |
| イ 滑りにくく、平たんな床仕上げ | 適・否 |
| ウ 出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置 | 適・否 |
| エ 出入口からの通路幅は120ｃｍ以上とし、高低差がある場合は傾斜路及び踊場を設置すること。 | 適・否 |
| オ 傾斜路及び踊場を設ける場合 |  |
| (ｱ)幅120ｃｍ（段に併設は90ｃｍ）以上、勾配は12分の1以下（高さ16ｃｍ以下のものは8分の1以下）とすること。 | 適・否 |
| (ｲ)高さが75ｃｍ以内ごとに踏幅が150ｃｍ以上の踊場を設置すること。 | 適・否 |
| (ｳ)手すりの設置、滑りにくい仕上げ | 適・否 |
| (ｴ)傾斜路と踊場及び通路とを色等により容易に識別するための措置 | 適・否 |
| 12　更衣室（第2条第3号） | 一般公共用に供される体育館又は水泳場 | 多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| ア 車椅子使用者が円滑に通過できる構造の出入口 | 適・否 |
| イ 車椅子使用者に対応したシャワー設備の設置 | 適・否 |
| ウ 更衣用の椅子又はベッド、車椅子使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置 | 適・否 |
|  |

（第３面）

|  |
| --- |
|  |
|  | 区分 | 対象建築物 | 付加基準及び整備基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |  |
| 整備施設（別表第２第１） | 13　休憩場所等（第2条第4号） | ①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場･公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル･旅館、保健所･税務署その他官公署、博物館･美術館･図書館、交通ターミナル施設　　　　　※４②母子福祉施設･母子健康センター･児童厚生施設 | ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| イ 授乳を行うための椅子、幼児用の椅子等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置 | 適・否 |
| 14　レジ通路（第2条第5号） | 物品販売業を営む店舗　　　　　　　　　※５ | ア 幅90ｃｍ以上のレジ通路（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| イ 水平で段のない床 | 適・否 |
| (注) ※１の欄は、記入しないでください。※２、※４の床面積とは、建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。）又は大規模の修繕･大規模の模様替に係る部分の床面積です。※２、※３、※４の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。　　　　※２、※３、※４、※５の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。 |
|  |

|  |
| --- |
|  |
|  | ②公共的施設 |  |
| 区分 | 整備基準 | 措置の状況 | 指導の内容等※１ |
| 整備施設（別表第２第２その３） | 特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設 | ア 350ｃｍ以上の幅の車椅子使用者用駐車施設（１以上）の設置 | 適・否 |  |  |
| イ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示 | 適・否 |
| ウ 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。 | 適・否 |
| エ 車椅子使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。 |  |
| (ｱ)表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。 | 適・否 |
| (ｲ)幅120ｃｍ以上 | 適・否 |
| (ｳ)高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置 | 適・否 |
| (ｴ)通路を横断する排水溝のふたは、車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まないものとすること。 | 適・否 |
| (ｵ)砂利敷としないこと。 | 適・否 |
| (注) ※１の欄は、記入しないでください。 |
|  |

（第４面）

|  |
| --- |
|  |
|  | （３）既存部分の措置に関する状況 |  |
| 建築物特定施設及び整備施設 | 措置の状況 | 措置の内容 | 指導の内容等※１ |
| 建築物特定施設 | 出入口 | 有　･　無 |  |  |
| 廊下等 | 有　･　無 |  |  |
| 階段 | 有　･　無 |  |  |
| 傾斜路 | 有　･　無 |  |  |
| エレベーター等 | 有　･　無 |  |  |
| 便所 | 有　･　無 |  |  |
| 敷地内の通路 | 有　･　無 |  |  |
| 客室 | 有　･　無 |  |  |
| 駐車場 | 有　･　無 |  |  |
| 浴室又はシャワー室 | 有　･　無 |  |  |
| 整備施設 | 案内標示 | 有　･　無 |  |  |
| 公衆電話台 | 有　･　無 |  |  |
| 券売機 | 有　･　無 |  |  |
| カウンター又は記載台 | 有　･　無 |  |  |
| 避難誘導灯 | 有　･　無 |  |  |
| 客席 | 有　･　無 |  |  |
| 更衣室 | 有　･　無 |  |  |
| 休憩場所等 | 有　･　無 |  |  |
| レジ通路 | 有　･　無 |  |  |
| (注)　措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。※１の欄は、記入しないでください。 |
|  |

|  |
| --- |
|  |
|  | （４）利用者の意見聴取の実施について |  |
| ①時期：②対象者：③開催回数： |
| (注)　利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。②対象者については、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を記入してください。 |
|  |